

千葉県市共通封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、千葉県広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）（以下「要綱」という。）及び千葉県広告掲載基準（平成18年3月3日施行）（以下「基準」という。）に基づき、千葉県会計室が作成する共通封筒（以下「封筒」という。）に民間企業等の広告を掲載する際に必要な事項を定める。

(広告媒体)

第2条 広告の媒体は、封筒とする。

(広告掲載の要件)

第3条 広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）、掲載できる広告の内容及びデザインは、要綱第5条及び基準に準ずる。

(広告の規格)

第4条 広告の規格、掲載位置及び枠数は、会計管理者が別に定める千葉県共通封筒広告掲載募集要項（様式第1号）（以下「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告掲載紙面の売り渡し)

第5条 広告を掲載する紙面は、広告取扱業者に売り渡すものとする。

(広告取扱業者の募集)

第6条 広告の掲載を希望する広告取扱業者（以下「応募者」という。）の募集は、公募により行う。ただし、会計管理者が必要と認める場合は他の方法により募集をすることができる。

2 前項に規定する募集は、原則として千葉県ホームページ上に募集要項を掲載することにより行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 応募者は、千葉県共通封筒広告掲載申込書（様式第2号）により、募集要項で定める期日までに市長に申し込まなければならない。

(応募者の選定)

第8条 応募者の選定は、公募型見積り合わせにより行う。

2 会計管理者は、前項の規定のほか、応募者の選定に関し必要な事項を募集要項で定める。

(広告掲載料の決定)

第9条 広告掲載料は、最も提示額が高いものに決定する。

2 前項の規定のほか、会計管理者が必要と認める場合は、募集にあたり、類似する広告の市場価格等を勘案し、あらかじめ広告掲載料を定めることができる。

(広告掲載の可否の決定及び通知)

第10条 市長は、第8条の規定により、広告の掲載を決定したときは、その結果並びに広告掲載料及び掲載条件等について、千葉県共通封筒広告掲載決定通知書（様式第3号）により、該当する応募者（以下「広告掲載業者」という。）に対し通知する。

(広告掲載の承諾)

第11条 前条に規定する決定を受けた広告掲載業者は、広告掲載料及び条件を記載した千葉県

共通封筒広告掲載承諾書（様式第4号）を市長に提出するものとする。ただし、契約書を作成する場合はこの限りでない。

（広告主の選定、原稿の作成及び提出）

第12条 広告掲載業者は、様式第3号に規定された期日までに、広告主を選定し、掲載を希望する広告の原稿（以下「原稿」という。）を会計管理者が指定する場所及び方法により提出しなければならない。

2 原稿は、広告掲載業者の責任及び負担で作成するものとする。

（広告取扱業者の責務）

第13条 広告掲載業者は、原稿の内容等が、要綱第5条及び基準に違反することのないよう注意する義務を負う。

（原稿の審査）

第14条 市長は、第12条第1項の規定により提出された原稿について、封筒に掲載可能か否かを審査する。

2 市長は、原稿の内容が、各種法令等に違反、若くはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、いつでも広告掲載業者に対して原稿の変更を求めることができる。

3 前項の変更にかかる費用は、広告掲載業者の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第15条 広告掲載業者は、第9条第1項の規定により決定された広告掲載料を、様式第3号に規定された広告掲載料納付期限までに一括で納付するものとする。

（原稿の変更）

第16条 広告掲載業者は、原稿を変更するときは、変更しようとする日の7日前までに変更に係る協議を終了しなければならない。

2 前項の規定による変更は、様式第3号に規定された原稿提出期限までに行わなければならない。

（広告のことわり書き）

第17条 広告掲載業者は、原稿内に、広告である旨を明記しなければならない。

（広告掲載の決定の取消し）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載業者への催告その他何らの手続きを要することなく、第10条の規定による決定を取り消すことができる。

（1）広告掲載業者が、様式第3号に規定された期日までに広告掲載料を納付しないとき

（2）広告掲載業者が、様式第3号に規定された期日までに原稿を提出しないとき

（3）広告掲載業者が、第14条第2項の規定による原稿の変更の求めに応じないとき

（4）広告内容等が、各種法令等、要綱およびこの要領に違反若しくは違反のおそれがあり、第14条第2項の規定によっても解決できないとき

（5）広告掲載業者が虚偽の申込みをしたとき

（広告掲載の取下げ）

第19条 広告掲載業者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告掲載業者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、様式第3号に規定され

る期日までに書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告の掲載)

第20条 市長は、広告掲載業者が提出した原稿について、第14条第1項に規定する審査により掲載可能と判断し、第15条の規定による広告掲載料の納付を確認したとき、広告として掲載する。

(広告掲載料の返還)

第21条 納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載業者及び広告主の責めに帰さない理由により、第10条による決定を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告内容についての責務)

第22条 広告掲載業者は、掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告掲載業者は、第三者から広告の掲載により損害を被った旨申し出があった場合は、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第23条 市長は、広告の掲載期間中に、広告掲載業者及び広告主の責めに帰すべき理由により、封筒を使用することに支障が生じたときは、その再作成に必要な経費を広告掲載業者に請求できるものとする。

(裁判所の管轄)

第24条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年5月23日から施行する。

(千葉市共通封筒広告掲載取扱要領の廃止)

2 千葉市共通封筒広告掲載取扱要領(平成18年7月24日施行)は、廃止する。

(様式第1号)

千葉市共通封筒広告掲載募集要項

【広告を掲載する媒体について】

媒体名	
種類	
概要	
発行部数	
発行日(期間)	
利用者層(対象者)	
納入物品	
納入期限	
備考	

【広告枠について】

種類	枠数	掲載位置	規格
広告掲載が望ましくない内容			
※上記に関わらず、千葉市広告掲載要綱、千葉市広告掲載基準及び千葉市共通封筒広告掲載取扱要領を遵守してください。			

【申込みについて】

申込方法	
申込期限	
申込資格	
申込書類	

【選定について】

選定方法	
決定方法	

【申込・問い合わせ先】

名称			
所在地			
電話		F A X	
Eメール			

(様式第2号)

千葉県共通封筒広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申込者 住 所
法 人 名
代表者 職・氏名 印

下記のとおり、千葉県共通封筒への広告の掲載を申し込みます。なお、申込みにあたっては、千葉県共通封筒広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告の内容等

(1) 掲載を希望する「千葉県共通封筒」の種類 (いずれかを○で囲む)

- ① 角2封筒
- ② 長3封筒・窓あき封筒

2 担当者連絡先

- (1) 担 当 者 氏 名 :
- (2) 連 絡 先 電 話 番 号 :
- (3) フ ァ ッ ク ス 番 号 :
- (4) 連絡先電子メールアドレス : @

(様式第3号)

千会 第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市共通封筒広告掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みがありました、千葉市共通封筒（ ）への広告の掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので、千葉市共通封筒広告掲載取扱要領第10条の規定により通知いたします。

記

1 掲載する「千葉市共通封筒」の種類：

2 広告掲載料： 円

3 掲載条件等

(1) 広告掲載料納付期限： 年 月 日

(2) 原稿提出期限： 年 月 日

(3) 広告掲載の取下げの期限： 年 月 日

(様式第4号)

年 月 日

千 葉 市 長

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

印

千葉県共通封筒広告掲載承諾書

年 月 日付 千会第 号により決定した、千葉県共通封筒への広告の掲載に際し、下記の事項を承諾します。なお、広告の掲載にあたっては、千葉県共通封筒広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告掲載料等

(1) 掲載する「千葉県共通封筒」の種類：

(2) 広告掲載料： 円

2 広告の掲載の条件等

(1) 広告掲載料納付期限： 年 月 日

(2) 原稿提出期限： 年 月 日

(3) 広告掲載の取下げの期限： 年 月 日